

令和2年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和2年3月19日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 惠  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	鵜 澤 広 司
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）	財政課長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	和 田 文 夫
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長	江澤利典
会計管理者	廣森孝江
国保年金課長	吉田正明
高齢者福祉課長	田中和彦
下水道課長	中村正巳
水道課長	海保直之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長	鈴木正義
総務課長	片岡和久
社会福祉課長	日野原広志
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育次長	関貴美代

・連絡員

教育総務課長	川名弘晃
--------	------

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選挙管理委員会事務局長	片岡和久
-------------	------

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	内海洋和
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	岡本裕之
副主幹	中嶋敏江
主査	須賀澤勲

主 査 嘉 瀬 順 子  
主 査 補 吉 井 博 貴  
主 任 主 事 村 山 のり子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

令和2年3月19日（木）午前10時10分開議

日程第1 議案の上程

議案第26号から議案第28号

提案理由の説明

議案第26号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

日程第2 議案第3号から議案第25号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第27号から議案第28号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

日程第4 議員派遣の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

次に、各常任委員会及び特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告の提出がありましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

しばらくそのままお待ちください。

次に、石井孝昭議員より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○石井孝昭君

本日、本会議場におきまして貴重な時間を頂戴し、昨年の台風15号による9月15日の災害時対応について、私のとった行動について深く謝罪を申し上げます。

当日、川上小学校にて地域の方などと、学校備蓄品と併せて、要支援者等に市から物資の供給ができないか話し合いをしていました。その趣旨を市職員に電話で、川上地域に物資の供給はできないかと相談をさせていただきました。

回答は、一般の方々に配る物資はないと一度お断りをされましたが、高齢者世帯等、要支援者等への配付を条件にお渡しいただく承諾を得ました。その後、市役所で物資を預かりました。

支援物資を1カ所で配付すれば要支援者等の手元に早く届けることができるという安易な発想でありました。また1日でも間を置いて、民生委員等を交えて本来の目的を果たしていくべきでした。本来、要支援者等に行き渡る物資を十分にお届けできなかったことや、SNSの投稿の拡散により多方面を混乱させたこと、市職員よりご注意をいただいたことなど、結果的に市職員との約束を反故にする形となってしまいました。

以上のことから、このたびの私のとった行動は災害時の対応として本来の目的から歪曲した形となり、市職員、支援物資を供給していただいた方々や多方面の方々、市民に不審な思

いや誤解をおかけいたしました。市役所の支援物資を本来受け取るべき方々にお届けできなかったことを深く反省し、おわび申し上げます。

また、議長が本部長である八街市議会災害対策支援本部の一議員として、災害時の行動としては準備不足、経験不足、認識不足でありました。市職員、そして市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを重ねて心よりおわびを申し上げます。今このたびの事態を深く受け止め、自責の念に駆られております。

今回の未曾有の災害対応を教訓とし、自戒を込めてしっかり反省いたしております。以後こんなことがないように、身を律して行動してまいります。

令和2年3月19日、石井孝昭。

以上でございます。

#### ○議長（鈴木広美君）

続きまして、日程第1、議案の上程を行います。

議案第26号から議案第28号の提案理由の説明を求めます。

#### ○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました案件は、人事案件1件、損害賠償に関する案件1件、令和2年度八街市一般会計補正予算の3議案でございます。

議案第26号は、副市長の選任についてでございます。

現副市長であります鶴澤広司氏が、一身上の都合により、本年3月31日をもって退職することになりました。これに伴いまして、後任職員の派遣を千葉県に要請しておりましたところ、このたび、四街道市大日470番地38、橋本欣也氏を派遣する旨の回答がありましたので、同氏を副市長として選任するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

議案第27号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

これは、市が管理する緑地の樹木が倒れたことにより隣接建物に損害を与えた事故の、損害賠償の額を決定し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号は、令和2年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

本議会におきまして、令和2年度八街市一般会計予算を提案させていただいたところでございますが、今回、追加提案いたしました補正予算は、令和元年10月25日の豪雨災害により陥没した上砂地区の道路復旧工事費、被災農業施設等復旧支援事業費、被災住宅の復興に伴う借入金利子補給補助金の増額、災害復興に係る利子補給等の債務負担行為の追加、上砂地区の道路復旧工事に伴う地方債の追加をするものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、令和2年度八街市一般会計予算の議決後の見込額に17億724万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を242億8千724万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金3千359万3千円、県支出金12億4千741万円、繰入金3億6千624万3千円、市債6千万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費 3 千 3 3 3 万 2 千円、民生費 2 8 9 万 4 千円、農林水産業費 1 6 億 1 千 5 2 万円、土木費 5 0 万円、災害復旧費 6 千万円を追加するものでございます。  
債務負担行為につきましては、3 件の追加をするものでございます。  
地方債につきましては、1 件を追加するものでございます。  
よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

ただいま上程されました議案第 2 7 号及び議案第 2 8 号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第 3 で行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 6 号、副市長の選任については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

議案第 2 6 号、副市長の選任についてを採決します。この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。議案第 2 6 号は同意することに決定いたしました。

ここで北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○市長（北村新司君）**

副市長の選任につきまして、ご同意をいただきありがとうございます。

ただいま選任いただきました橋本欣也氏が本日、議員の皆様へのお礼の挨拶に見えております。ここでお時間を頂戴いたしまして、ご紹介させていただきます。

**○副市長（橋本欣也君）**

ただいまご紹介をいただきました橋本欣也でございます。お礼の言葉を申し上げる機会を設けていただきましたことに感謝申し上げます。

このたび、北村市長のご推薦並びに議員の皆様のご同意を賜り、副市長の職を拝命することとなりました。誠に身に余る光栄とともに責任の重さをひしひしと感じているところでございます。

皆様ご案内のとおり、地方を取り巻く環境というのはかなり厳しい状況にあると認識しているところでございます。たび重なる大規模な災害、今般の新型コロナウイルス、ちょっと未知の、この先どうなるかというような脅威、また少子高齢化の急速な進行や、これに伴います人口減少社会の到来、地域活動等における担い手不足、そして財政状況、厳しい財政状況、これらがかなり厳しい状況にあるということだと思えます。こうした中、多様化する市民ニーズに応え、この八街市をより愛着の持てる住みやすいまちとするため、大変微力では

ございますが、これまでの経験を活かして、北村市長の補佐役として誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

何とぞ議員の皆様、また並びに職員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

新副市長のご挨拶が終わりました。

続いて、日程第2、議案第3号から議案第25号を一括議題といたします。

これから、常任委員長及び特別委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長及び特別委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

#### ○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る3月3日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するにあたり、育児休業や旅費等の関係条例について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例関係の改正部分の具体的な内容は」という質疑に対して、「会計年度任用職員は採用後1カ月は条件付採用となるため、派遣することができないことを追加するものです」という答弁がありました。

次に、「八街市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例関係の改正部分について、「3年を超えない範囲内」を「当該任期の範囲内」と改正されるが、具体的な内容は」という質疑に対して、「会計年度任用職員については、任期が1年となるので、その範囲内となります」という答弁がありました。

次に、「八街市職員の育児休業等に関する条例関係の改正部分について、会計年度任用職員は除くとあるが、育児休暇は認めるが勤勉手当は支給されないことになるのか」という質疑に対して、「基準日6月以内に育児休業を取得した職員に勤勉手当が支給できるのが会計年度職員以外となります」という答弁がありました。

次に、「会計年度任用職員の給与に関して、国の補助は」という質疑に対して、「交付税の包括算定経費の一括計上に期末手当などの経費を積算することとなるので、交付税の中に一部、組み込まれます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「本条例は4月から会計年度任用職員制度導入に向け、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。

本来、地方自治体の仕事は住民の福祉と暮らしの増進に寄与することであり、公務運営の中心となるのは、任期の定めのない常勤職員という大原則のもとに制度設計すべきであります。会計年度任用職員制度導入は、正規職員が担うべき公務労働の業務を非正規職員に担わせることを固定化するものであり、臨時、非常勤の職を人員の調整面として利用することになれば、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。会計年度任用職員は原則1年間を勤務期限としています。毎年更新も可能とされていますが、いつでも雇い止める不安定雇用の非正規職員であることに変わりはありません。フルタイム、無期雇用を原則という国際的なルールからも逸脱するものであり、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。

本市の非正規雇用の状況は34パーセントと、大きく依存しています。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきであります。

以上の立場から反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、選挙長等の報酬及び消防団員の出動手当の引き上げについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「選挙長などについて、1回の報酬額が規定されているが、1回とは」という質疑に対して、「1選挙を1回としており、期日前投票所の投票管理者などは日額となります」という答弁がありました。

次に、「指定病院等不在者投票外部立会人の1時間につき1千282円の根拠は」という質疑に対して、「日額1万900円を8時間30分で時給換算した額です」という答弁がありました。

次に、「消防団員の費用弁償増額について、総務省では1回当たり7千円となっていますが、今回の改正単価の根拠は」という質疑に対して、「消防団員の火災現場対応時間については、約8割が2時間以内で終了しており、1時間当たりの単価を千葉県の最低賃金に当てはめると約1千900円、印旛管内の8市町村の出動手当の平均額が2千25円であることから、本市では1回当たりの火災出動手当の額を2千円と設定しました」という答弁がありました。

次に、「火災で現場で従事した場合などの手当は、どのくらいの額が見込まれるのか」という質疑に対して、「直近3年間の火災出場回数が1年当たり約26回、出動人員が1千276人、非火災で出動した回数が約17回、出動人員は566人、訓練については年間で1千600人の出動を予定、昨年の風水害では1千129人となっており、令和2年度は約5

00万円を予算要求しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、下水道事業特別会計の企業会計への移行に伴い、一般会計財政調整基金から企業会計へ資金を融通することについて、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第3表繰越明許費補正1追加の内2款総務費、10款災害復旧費の内4項、第4表債務負担行為補正1追加の内(126)から(127)、第5表地方債補正1追加及び2変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金では、台風による廃棄分の処理費は最終的にどのくらいになっているのか。また、国はどのくらいの補助金を用意しているのか」という質疑に対して、「災害廃棄物につきましては、最終的には2月6日に国の査定を受け、処理費は1億5千833万1千円と確定し、その2分の1が補助になります。補正をした大きな理由としては、災害廃棄物の処理自体は、ほぼ完了していますが、今回の台風が激甚災害を受けた関係で、国は半壊家屋及び全壊家屋は生活環境保全から廃棄物と捉えており、基本的には市が解体するという指示がありましたので増額補正をしてきました。飛び散ったごみ自体の片付けは終了しておりますが、その倒壊家屋について、これから事業が行われていくこととなります」という答弁がありました。

次に、「総務費委託金の個人番号カード交付事業補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「個人番号カードの交付事務費補助金交付要綱の一部改正により、マイナンバーカードの申請時来庁方式、出張申請受付方式などによる交付のための経費が追加されたことにより、本年度モバイルプリンター2台を購入するための補助になります」という答弁がありました。

次に、「衛生費県補助金の住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金での設置状況を伺う」という質疑に対して、「補正減の内訳は、住宅用太陽光発電システムの設置費補助金で、県からの交付決定額が確定されたことにより、3基分の減になります。令和元年度の実績は8基で、64万円の補助をしました」という答弁がありました。

次に、「農林水産業費県補助金のサンプスギ林再生・資源循環促進事業補助金の減の理由を伺う」という質疑に対して、「サンプスギの溝腐れ病対策の森林整備事業は、千葉県森林組合、所有者及び市の3者で事業を進める予定でしたが、事業主体である千葉県森林組合が、台風の影響により通常の整備が今年度はできないということで中止になり、今回、全額減額するものです」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部操出事業については、八ッ場ダムの負担金の減ということですが、これで八ッ場ダムへの負担金は最後になるのか。

また、工事に関する出資金に関して、この間どのくらい市は負担してきたのか伺う」という質疑に対して、「建設工事の出資金は今年度で終了となります。しかし、水源地域整備事業に含まない生活再建事業については1年延伸になり、来年度までになります。ハッ場ダムに関わる出資金の合計は2億5千696万1千円となります」という答弁がありました。

次に、地方債補正では、「3つの災害復旧事業債の合計限度額が6千520万円から1億490万円に増額されているが、理由は」という質疑に対して、「災害発生初期時点で契約が締結されていないものがあり、文教施設ではグラウンド、ゲートボール場などを新規に事業費を盛り込み、また衛生施設ではクリーンセンターの工事を改めて予算化したことにより、それぞれ起債を充当しました」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「この補正予算には、国庫支出金の災害等廃棄物処理事業費補助金の増額が計上されています。台風被害の廃棄物処理事業費が増額されることは歓迎するものですが、その一方で、予算計上はわずかなんですけれども、個人番号カード交付事業補助金も計上されています。

政府は2022年度に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指して、カードの発行体制の整備を進めるとともに、来年度の9月からマイポイント事業の導入、2021年からはマイナンバーカードを健康保険証として使用可能にする、また戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法を改正する、また行政の手続や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法の成立をするなど、普及と整備を手当たり次第に進めているというのが国の対応です。

情報の漏えいやマイナンバーカードの紛失、盗難への不安がある中で、さらに、他人に知られたくない個人情報を国が管理するのは基本的人権に反するものであり、あらゆる個人情報を国が一元管理するのは問題だと思います。こうした問題への不安に答えることなく、マイナンバーカードの押し付けでは、国民の理解は得られません。

この立場から反対するものです。」

賛成討論が次のようにありました。

「マイナンバーカードは使いようです。強制的に作れと言っているわけではありません。作りたくない方は作らなければいいわけです。マイナンバーカードを使用して、コンビニで住民票や印鑑証明、そして戸籍謄本がとれるようになります。これは八街地域においては非常に有意義なことだと思います。ただ単に不安をあおるような考え方はいかなものかと私は思っております。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第24号は、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、総務部内の所管事務の変更に伴い、行財政調査会の担当課を変更することについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「今回の改正による職員の移動または削減は」という質疑に対して、「今回の見直しについては、総合計画の推進を図るために行財政改革推進班を企

画政策課へ移管し、事務の効率化を図るために総務課内の行政班と文書法規班を統合し、さらに資産経営室を行政財産を所管する財政課管財担当部門へ統合することで、組織力の強化を図るため見直しを行うものです。所管する業務と併せて職員の異動がありますが、職員の増減は今のところ考えていません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、3項を除く2款総務費、第2表繰越明許費補正2変更の内2款総務費、第3表地方債補正1変更についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「個人番号カード交付事業費補助金の増額は、新たな事業に向けての対応なのか」という質疑に対して、「昨年6月4日に開催されたデジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進に関する方針が決定され、令和4年度中に、ほとんどの住民がカードを保有することを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとなり、マイナンバー制度に関わる政府の補正予算額が閣議決定されたことにより、交付金の請求概算見込総額が増額となりました」という答弁がありました。

次に、地方債補正では、「道路改良事業の具体的な改良場所は」という質疑に対して、「昨年末に補助金の追加要望調査があり、1月末に内定通知を受けたもので、新年度の予算分の前倒しも含めて検討しているところですよ」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「災害等廃棄物処理事業補助金の計上があり、この点では歓迎するものですが、マイナンバーカードのさらなる発行体制の整備予算として、個人番号カード交付事業補助金971万6千円が計上されています。

現在、マイナンバーカードの八街市の普及率は17パーセント、国全体もほぼ同じで低調です。先ほど、不安をあおる発言はいかかとの賛成討論がありましたが、利便性のみを強調しても、交付から3年も経過するのに市民に積極的に受け止められていないのは、個人情報漏えいやカードの紛失、盗難への不安が大きく、必要性を感じていないからではないでしょうか。しかし、政府は国民の不安を置き去りにしたまま、今度はマイポイント事業を導入し、マイナンバーカードの普及を進めようとしています。

マイナンバーカードと決済サービス等を連携させてキャッシュレス決済を行った場合、最大で5千円相当のポイントを付与するというものです。昨年10月からの消費税増税対策のキャッシュレス決済のポイント還元が2020年6月に終わるため、その後の消費活性化策と併せて導入しようとするものです。消費税増税を国民に押し付けるために多額の税金を費やす増税対策そのものこそ問題であり、国民が求めているマイナンバーカード取得を押し付けるために国費を使うことに道理はありません。

また、2021年3月から、カードが健康保険証として本格運用が始まるとしています。全国の地方公務員、教職員に一斉取得を呼びかけています。総務省はあくまでも推奨であり、

強制ではないとしていますが、現場では逆らえない状況があります。

このように、政府はカード普及の遅れを挽回しようとしていますが、ここまでしなければ進まないこと自体、制度の行き詰まりを示しているのではないのでしょうか。問題だらけのマイナンバーカード普及を推し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げる行為であり、国民が必要としない制度への固執は、もうやめるべきではないのでしょうか。

以上の立場から、補正予算に反対します。」

賛成討論が次のようにありました。

「マイナンバーカードについて、何とかとハサミは使しようという言葉がありますが、確かに問題の多いマイナンバーカードですが、議論の余地は大いにあります。しかし、使いようによっては非常に便利なものです。保険証の代わりになり、おくすり手帳の代わりにもなります。もし旅行先などで倒れた場合、そのカードを読み取れば、どういう治療を受けているのかもわかります。安易に不安がるのはいかがかと思えます。

三十数年前に防犯カメラについて、いろいろと議論がございました。プライバシーの侵害というふうな声が大きかったです。しかし、今から見れば、結果的には非常に防犯には役に立っているものです。マイナンバーカードの取り扱いには十分注意しなければいけないと思いますが、八街市は公共交通機関が非常に悪いので、近くのコンビニなどで書類などをとれば、非常に便利になります。進めろとは言いませんが、嫌な人は拒否すればいいのです。選択肢があります。それを一律に反対するのはいかがなものかと思えます。」

賛成討論が次のようにありました。

「個人番号カードは細部の論議であると理解しております。とても必要なことでありますけれども、この補正予算につきましては、市民生活に直結する大きな住宅の被害復旧や被災農業者の救済、道路改良などが多く含まれております。八街市を災害から前に進めていくために、大きく広い目で捉えて、この補正予算に賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長報告を終了いたします。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

#### ○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件13件につきまして、去る3月4日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであ

りますが、審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、市立幼稚園における延長保育を廃止したことに伴い、延長保育料徴収に係る条例を廃止するものです。

審査の過程において委員から、「過去の利用状況は」という質疑に対して、「延長保育は平成27年度から始まっており、利用者数の1日平均は27年度は9名、28年度は6名、29年度は6名、30年度は7名、31年度は12月までで4名です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「この条例は、八街市の独自ではなく、県下一斉という考えでいいのか」という質疑に対して、「放課後児童支援員の配置については2人以上配置し、うち1人を除いて補助員の代替が可能となっており、従うべき基準とされておりましたが、今回の制度改正では、参酌すべき基準に改正となりました。しかし、本市では、従うべき基準のとおり変更しておりません。みなし支援員の経過措置の延長のみ、改正を行います。みなし支援員に関しては参酌すべき基準なので、独自になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設の確保について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「5年間の経過措置を延長するという事なんですけど、連携施設が確保できない施設の状況は」という質疑に対して、「家庭的保育事業所は、市内では小規模事業保育所A型の「ひよこのお家」と「いろはに保育園」の2カ所が実施しております。2カ所とも市内の私立幼稚園と契約を結んでおります。確保が著しく困難という状況ではありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、子ども・子育て支援法施行規則並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人の印鑑登録について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「八街市の対象者数は」という質疑に対して、「令和2年2月1日現在の成年被後見人の人数は、男性29人、女性37人、合計66人です」という答弁がありました。

次に、「そのうち、今回の改正で対象となる人数は」という質疑に対して、「これから登録する人に限った制度ですので、一定の条件を満たした方が登録することができます。また、既に成年被後見人であっても、条件がそろえば登録することができます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、10款災害復旧費の内3項、第2表継続費補正1廃止、第3表繰越明許費補正1追加の内9款教育費、10款災害復旧費の内3項についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「社会保障・税番号制度関連事務費の内容は」という質疑に対して、「個人番号カード交付事務費補助金交付要綱が一部改正となり、今年度に限り、出張申請などの際の経費の中で、令和元年中に購入したモバイルプリンター1台当たり1万5千円を上限として計3万円まで補助が出ることとなりました」という答弁がありました。

次に、「現在のマイナンバーカードの取得状況は」という質疑に対して、「令和2年2月末現在、1万1千815枚、交付率17.03パーセントです」という答弁がありました。

歳出3款では、「私立保育園事故防止等推進事業補助金の活用実績は」という質疑に対して、「平成29年度から国庫補助事業となりました。内容としては、保育中の事故防止のための午睡センサーで、お昼寝最中のうつ伏せ寝による窒息死、突然死などをセンサーで感知する機器を購入したことによる補助を行う事業で、今回の減額は、風の村保育園が購入予定でしたが、台風の影響により今年度の導入を見送ることが確認できたため、減額となりました」という答弁がありました。

歳出4款では、「健康増進事業費の減額について、全体的に、がん検診の受診率が下がっている要因は」という質疑に対して、「今年度の各種がん検診は、台風の上陸と検診実施時期が重なってしまい、検診を中止または延期せざるを得ない状況がありました。台風15号時には、検診会場の公民館が自主避難所となったことや、総合保健福祉センターがボランティアセンターとして活用されたことにより、検診日数の縮小や、12月に延期、乳がん検診では2日間の中止をせざるを得ない状況があったことが大きな要因と考えています」という答弁がありました。

歳出9款では、「特別支援教育支援員の77万円減額の理由は」という質疑に対して、

「台風などの災害により学校が休業したことにより、勤務日数が少なくなったことによります」という答弁がありました。

次に、「特別支援教育就学奨励費の減額のポイントは」という質疑に対して、「当初135名の児童を見込んでいましたが、実際に支給した児童は117名であったことによります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「令和元年度八街市一般会計補正予算中、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費に対して反対の立場から討論します。

マイナンバーは、赤ちゃんから高齢者、在日外国人を含め、国内に住民登録した人に12桁の番号を割り振り、税や社会保障の行政手続に使わせる仕組みです。

本市におけるマイナンバーカードの交付率は、令和2年2月時点で17.03パーセントです。マイナンバーカードがあれば身分証明書にも使えるなどの利点が宣伝されていますが、国民はカードを必要としておらず、全国のカード普及率は2020年1月20日現在、15パーセントと低迷しています。政府がカード普及に躍起になっていますが、個人情報の漏えいやプライバシー、内心の自由が侵害されるマイナンバー制度は廃止するしかありません。

以上の理由から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「財政調整基金積立金は今年度末でどのぐらいとなるのか」という質疑に対して、「平成30年度決算時の基金残高は8千794万円で、今回の補正額の1億7千692万円を加えますと、2億6千486万円になると見込まれます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「後期高齢者医療保険料の3千118万円の増額理由は」という質疑に対して、「当初見込みよりも該当する後期高齢者の方が増えたことによります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「介護給付費準備基金積立金は一般会計とほぼ同じ金額が計上されているが、見込みは」という質疑に対して、「令和元年度末の見込残高は6億7千900万円程度です」という答弁がありました。

次に、「保険者機能強化推進交付金の増額の理由は」という質疑に対して、「高齢者の市町村の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを支援し、推進することを趣旨としており、重度化防止に向けて介護予防運動教室などを行ったものに対するの交付金です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「A Iを活用した特定健診受診率向上事業について、今年度からA Iを活用していますが、成果は」という質疑に対して、「今年度からA Iを活用して健康診査の受診率の向上として事業を行った結果、令和元年度の特定健康診査の受診者は2月1日現在で4千903人です。昨年度の特定健診の受診者数は4千574人ですので、昨年よりもかなり増加しています」という答弁がありました。

次に、「A I活用事業の予算額596万2千円の積算根拠は」という質疑に対して、「A Iを活用した特定健診受診率向上事業につきましては、通知様式作成費用、印刷、発送、受診勧奨結果報告の作成業務などの項目ごとに積み上げた結果です」という答弁がありました。

次に、「ジェネリック差額通知業務について、ジェネリックの使用状況は」という質疑に対して、「本市のジェネリック使用の割合は、令和元年12月時点で79パーセントです。県全体では78.2パーセントです」という答弁がありました。

次に、「国民健康保険税は前年度比9千758万4千円減額となっていますが、理由は」という質疑に対して、「当初予算編成時の減額については、被保険者の減少が主なものになります」という答弁がありました。

次に、「新年度から低所得者に対する減免制度が始まります。また、昨年台風被害により減免となることもあると思うが、いかがか」という質疑に対して、「当初予算の編成の際の税については、これまでの税収の平均値をベースに積算しています。低所得者の減免、台風被害による減収については、当初予算の段階では見込んでおりません。必要に応じ、補正予算で対応していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「八街市の国保税の収納率は県下最低クラスが続いていますが、令和元年度の見込みは」という質疑に対して、「本市の国民健康保険税の収納率は低くなっていますが、令和元年度の収納率は、令和2年1月時点では69.39パーセント、昨年の同時期では67.41パーセントですので、若干上昇しています」という答弁がありました。

次に、「被保険者数の減少数は」という質疑に対して、「国民健康保険被保険者の総数は、平成31年3月末では2万522人、令和2年1月末では1万9千952人です」という答弁がありました。

次に、「一般被保険者高額療養費負担金が増額になっていますが、理由は」という質疑に対して、「被保険者数は減少傾向ですが、高額医療を受ける方が増えてきていることが要因と考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

新年度予算において、恒常的低所得世帯者に対する減免制度を開始することは市民の命と暮らしを守る第一歩として歓迎します。八街市では国保税の減額世帯が増えております。所得が100万円未満世帯の滞納割合が増えています。収入が増えず負担が増え、生活が苦しくなっており、恒常的低所得世帯に対する国保税の減免が実施されるのは、大変喜ばしいこ

とであり歓迎します。本市の国保財政は、国保世帯数、率ともに減少する中で、給与や預貯金等を差し押さえる徴収強化を推進しています。収納率は県下最低クラスが続いています。

滞納の原因は、所得に関係なく、子どもを含め、家族が増えるほど国保税が高くなる国保制度にも原因があります。国保税を滞納すると、有効期間が短い短期保険証や、病院窓口で医療費10割全額を払わなければならないため、滞納者を医療から遠ざける資格証明書が交付されます。18歳までの子どもがいる世帯のうち、令和元年5月現在、短期保険証は237世帯に交付され、資格証明書は26世帯に交付されました。子育て中の世帯への対応について、子育て支援策として、収入がない子どもの均等割減免実施を求めます。本市においては、短期保険証及び資格証明書の交付世帯数、率ともに減っておらず、横ばい状況が続いています。

滞納に対するペナルティーとして、病院に行くことをためらわざるを得なくする証明書の交付によって、今感染が広がりつつあるコロナウイルスの適切な検査や治療を受けられているか、大変心配です。厚労省は、2月28日、資格証明書を交付された世帯が帰国者・接触者外来を受診した場合、資格証明書を短期保険証とみなすよう連絡しています。ぜひ本市でも適切で早急な対応を求めます。今後もコロナウイルスのような事態が起きる可能性は否定できません。早期の受診を可能にするためにも、横浜市などのように、短期保険証や資格証明書の交付中止を求めます。

政府は国保への財政支援として、保険者努力支援制度を作り、予防・健康づくり支援を実施しています。しかし、令和2年から支援どころかペナルティー措置を導入し、法定外繰入を続けている場合、交付金を減らす仕組みも作ります。高過ぎる国保税を引き下げるために自治体を実施する公費繰入に対しペナルティーを課すなど、とんでもありません。全国知事会や全国市長会は、持続可能な社会保障を作るため、協会けんぽ並みにと、1兆円の国庫負担をたびたび要請しています。国庫負担増を早急に実現するため、全国市長会で引き続き要望することを求めます。

保険給付のうち、高額療養費は増額です。特定健診事業等が充実し、受診率の向上を目指すように、さらに求めたいと思います。

保健衛生への取り組み及び普及活動に対する強化を求め、反対します。」

賛成討論が次のようにありました。

「少子高齢化の進行、就業構造の変化などに対応するため、平成30年4月から国民健康保険制度の広域化がスタートし、県が財政運営の責任を担い、医療費を県内全域で支え合うようになりました。しかし、国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しく、1人当たりにかかる医療費は年々増加する傾向となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、加入者の減少と昨年の台風15号、19号及び21号による災害により保険税収入の減少が見込まれ、厳しい財政運営となり、県からの交付金についても減少となっている中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証一体化によるオンライン資格確認導入に向けた整備、保健事業においては、

特定健康診査の受診率向上に向けた J A 組合員の検診データ提供費用と、人工知能を活用した健診未受診者に対する受診勧奨に係る費用を昨年度同様に計上した予算編成となっております。

国民健康保険を安定的で持続可能なものにするために、国保担当者におかれましては保険者としての責務を十分認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、医療費適正化に努めていただき、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待し、令和 2 年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第 20 号は、令和 2 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「健康診査への取り組みは」という質疑に対して、「県広域連合と健康増進課が委託契約を行い、後期高齢者の検診を実施しており、国保年金課では人間ドック、脳ドックの助成を、県広域連合からの歳入により実施しています」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険料の引き上げによる収納率の見込みは」という質疑に対して、「2年に一度の見直しにより、均等割、所得割が引き上げとなります。本市の令和元年度の当初賦課ベースの 1 人当たりの年額を試算しますと、平均で約 5 万 3 千 9 0 0 円が 6 万 1 千 6 0 0 円、約 7 千円の増額が見込まれます。これまでになく保険料が大幅に引き上げとなるので、保険料の収納については、県は 99 パーセント程度と高い目標を設定していると思いますが、本市の収納率は低い状況が続いておりますので、今回の引き上げは本市の収納率に少なからず影響があると考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「平成 20 年 4 月に創設された後期高齢者医療制度は、制度見直しのたびに高齢者の負担を増やしてきました。本市において保険料収納率はこの間、県下ワースト 1 が続いています。平成 28 年度の収納率は 96.09 パーセント、29 年度は 95.8 パーセントと、県による平成 28 年度、29 年度の保険料予定収納率は 99.25 パーセントでしたけれども、これを大きく下回っているだけでなく、県下ワースト 1 でした。新年度は、令和 2 年、3 年度の 1 人当たり平均保険料を 5 千 9 1 円増額し年額 7 万 9 千 4 4 1 円に、6.85 パーセントもの引き上げ予算となっております。令和 2 年度、3 年度の保険料予定収納率を 99.41 パーセントと、県は前期よりも引き上げております。しかし、医療費増大、年金引き下げに加え、消費税増税などにより高齢者の生活が苦しくなっている中、均等割額の引き上げと国の軽減特例の見直しによって、低所得者ほど負担増になります。重過ぎる低所得者に対する値上げ、負担増は保険料の滞納を増やすことにつながります。高齢者の生活実態を見ない負担増は断固認められません。

新年度の保険料総額は約 5 億 5 千 1 3 万円で、前年度と比較すると 7 千 7 9 8 万円の増額です。保険料を払えず滞納になるのは、年金が年額 18 万円未満などの普通徴収の人であり、

後期高齢者医療保険料を滞納している人が通院できるのか、きちんと調べていただきたいと思います。

75歳以上の高齢者を74歳以下の人と切り離す後期高齢者医療制度創設時、当時の厚労省課長補佐は、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうと言いつつ、国民の反対を押しきって導入しました。高齢者が増えるほど保険料が上がり、病院から遠ざけられる制度は、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっている憲法第25条の精神に反していると言わざるを得ません。

値上げをやめるため、県に対し、財政支援を要請していただき、また保険料抑制に有効な財政安定化基金の活用を求めるとともに、制度の廃止を求め、反対します。」

賛成討論が次のようでありました。

「後期高齢者医療制度は平成20年度の創設以来、高齢者の方々が安心して医療を受けられる仕組みとして、さまざまな取り組みがされてきました。この制度は75歳以上の方、また65歳以上70歳未満で一定の障害のある方を対象とする医療制度です。

千葉県内でも被保険者数は後期高齢者医療制度発足当時の平成20年4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と、年々増加を続けており、被保険者1人当たりの年間医療費は、平成20年度の75万4千円から平成27年度の82万2千円に増加しています。

今後とも安定的に制度を運営できるよう取り組んでいかななくてはなりません。そのために医療適正化に資するべく、市としてもジェネリック医薬品の周知を図り、住民からの相談にしっかり対応し、情報セキュリティに関しては住民個人の情報保護を図っています。

制度の改善については、以前には広域連合は国に対して1割負担の堅持を要望もしていました。また、県は今後もさまざまな要望をしていく指針も出ています。その中でしっかりと後期高齢者特別医療会計は堅持していかななくてはなりません。市としても葬祭費を支給しております。また、各種検診でも健康診査委託料をもとに人間ドック助成、県として歯科健康診査等にも着手しているところであります。

今回の制度では均等割は増えてしまいました。令和2年、3年度の保険料率は、均等割が4万1千円から4万3千400円、所得割が7.89パーセントが8.39パーセントに、1人当たりで7万4千350円が5千91円増の7万9千441円となる方向です。均等割と所得割の比率は46.54パーセントですが、その中で若干ですが、均等割の2割、5割軽減対象の拡大がなされました。それらをもってしても、この特別会計には賛成する立場として、保険料の均等割の軽減特例については、平成29年度からの段階的な見直しにより、令和2年度からは、軽減特例の財源である国庫補助金が昨年10月から廃止され、保険料の8割軽減が本則の7割軽減となってしまいます。しかし、介護保険軽減の拡充などで被保険者の負担増とならないように配慮され、歳出についても被保険者の急増により保険者である広域連合への負担金が増加する中、引き続き人間ドック等助成のための予算も確保し、医療費の削減や健康保持のための努力が伺えます。

保険料の収納が低迷する中ではありますが、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、今後とも安定した制度の継続に向け、適切な業務遂行を図っていくことを期待し、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

**○議長（鈴木広美君）**

会議中ではありますけれども、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午前11時31分)

**○議長（鈴木広美君）**

再開します。

休憩前に引き続き、文教福祉常任委員長の報告を続けます。

**○加藤 弘君**

議案第21号は、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「包括的支援事業の配食サービスの対象者数は」という質疑に対して、「令和元年度では132世帯、151人を対象としており、高齢者のみの世帯、または高齢者単身世帯、2人世帯を対象としており、健康保持と安否確認も目的に、週1回、昼食を配達している状況です」という答弁がありました。

次に、「南部地域包括支援センター業務の3千253万6千円の内訳は」という質疑に対して、「市の地域包括支援センターと同様に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、あるいは社会福祉主事を2名ずつ配置し、合計6人配置しております。その中で高齢者の相談業務やケアプランの作成などを行っており、市の地域包括支援センターとほぼ同じような事業を行っているような状況です」という答弁がありました。

次に、「介護認定審査について、申請者数と認定者数の状況は」という質疑に対して、「令和元年度の申請は1千908件、認定は1千888件です」という答弁がありました。

次に、「一般介護予防事業は、高齢者が増えているため予算額が増額となっていると思いますが、介護予防教室などの取り組みは」という質疑に対して、「介護予防教室は介護保険料の上昇を抑制することを目的と考えており、平成30年度は、イスでらくらくエクササイズ教室、尿漏れ予防教室の2教室を実施しており、令和元年度ではフラダンス教室、認知症予防教室、ヨガ教室、アクアビクス教室、エアロビストレッチ教室、ピラティス教室などを増やして行っております。来年度は、さらに水中ウォーキング教室、ストレッチ体幹教室を増やしていこうと考えています」という答弁がありました。

次に、「低所得者の介護保険料軽減について、第1から第3段階それぞれの軽減額は」という質疑に対して、「第1段階は0.5を0.45に軽減されており、昨年10月から0.375にまで掛け率を軽減しています。合計額では7千900円です。第2段階は0.75を0.625に軽減しており、差引額7千900円です。第3段階は0.75を0.725に軽減しており、差し引き1千600円の減額となっています」という答弁がありました。

次に、「介護施設等整備事業交付金の755万1千円の内容は」という質疑に対して、「社会福祉法人生活クラブが八街南中学校区生活圏域に建設予定の小規模多機能居宅介護支援事業所分で、準備基金として、開設前の備品費、人件費などを補助するものです」という答弁がありました。

次に、「認定調査等費の予算額が前年比926万2千円減額となっているが、理由は」という質疑に対して、「認定調査員を臨時職員として雇用していましたが、来年度から会計年度任用職員として雇用するため、予算を総務費の一般管理費に計上しているためです」という答弁がありました。

次に、「介護保険料の収納率の見込みは」という質疑に対して、「令和2年1月末では、現年度分の普通徴収は66.6パーセントです。昨年度の同時期と比較しますと1.9ポイント増となっております。普通徴収と特別徴収の割合が、年金の受給年数が短くなったことにより、特別徴収の割合が多くなってきた要因と、市民の方が介護保険制度を理解してきてきているのかなと考えており、来年度も本年度と同様の収納率を見込んでいます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「新年度の介護保険料税収は、2千367万6千円の減収見込みです。消費税10パーセントへの引き上げに伴い、所得段階第1段階から第3段階の低所得者に対し、保険料軽減を強化するということが要因です。このこと自体は本当に必要なことだと思います。しかし、後期高齢者医療保険料の低所得者特例軽減措置の廃止により、保険料は引き上げになっております。また、2年ごとの見直しにより負担は増えました。介護保険料の軽減分を差し引きすると、所得段階第1段階から第3段階の方の減額はわずかなものです。

本市における保険料収納率は、平成27年度は90.01パーセント、28年度は89.60パーセント、29年度は89パーセントなど、県下ワースト1が続いています。八街市では普通徴収の方は県内でも一番多いということが答弁でもありましたが、年金が少ない方が多いということです。年金引き下げ、消費税増税で生活が厳しい高齢者に対し、抜本的な保険料軽減を求めます。

市民の暮らしや営業を破綻させかねない消費税について、持続的な社会保障制度を構築し、介護保険料及び後期高齢者医療制度保険料を滞納している場合、暮らしの状況を把握し、生活保護につなげる生活支援が必要です。市民の生活が苦しくなっている中で、安定財源確保の観点から消費税増税を確実に実施するよう全国市長会が決議、提言したことは非常に残念です。

介護を必要としている課税世帯の負担を減らすために、障害者控除認定申請書の送付を求めます。

2年以上の保険料滞納により、利用したサービス費用の自己負担割合が引き上げられます。介護保険料を払うことができないほど生活に困窮している人を救済せず、サービスが必要になったとき、利用制限してはなりません。中止を求めます。

保険給付費については、短期入所を必要な人が気軽に利用できるよう、充実を求めます。また希望する全員が、特養ホームに入所できるよう、ホームの増設及び介護者の確保を求めます。

介護予防サービス等諸費は前年度と同額です。政府は要支援に続き、要介護1・2の人の生活援助サービスを、介護保険給付から相互事業に移そうとしています。これに対し、日本がモデルにしたドイツの介護保険は軽度者重視の改革を行い、制度に対する国民や事業者からの信頼度を上げています。本市においても介護予防を重視し、国にも提言するよう求めます。

介護保険制度は、3年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げる一方で、制度を改悪し、保険あって介護なしと言われるような制度となっています。特に介護の必要性が比較的低いと政府が考えている軽度者に対し、給付を外そうとしています。要支援に続き、要介護1・2の人の生活援助サービスを介護給付から市町村の裁量で実施する総合事業に移す方針を示しています。払える保険料を充実し、市民誰もが必要な介護を低料金で受けることができる安心の制度にするよう求め、反対します。」

賛成討論が次のようにありました。

「本市の令和元年12月末日現在の高齢者人口は2万752人となり、人口に占める高齢者の割合は29.86パーセントに達し、2千770人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は2倍強に、要支援・要介護認定者数は約3.3倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しており、高齢者が必要なサービスを十分に受けられるように介護給付費が年々伸びていく一方で、市民の健康寿命の延伸と介護保険料の上昇を抑制するための施策として、介護予防教室のより一層の充実が図られるものとなっております。

令和2年度は第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であり、かつ第8期同事業計画の策定年度であります。令和2年4月には、特別養護老人ホーム待機者の解消を目的として、八街北中学校区に特別養護老人ホームが新規開所されます。また、八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所の新規整備などが進められ、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっております。令和2年度においても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくとともに、きめ細やかな介護サービスの提供を期待し、令和2年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものであります。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、第2表繰越明許費補正1追加についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「通知カード・個人番号カード関連事務負

担金の971万6千円の増額分で何枚くらい交付できるのか」という質疑に対して、「国からの要請で昨年策定したマイナンバーカード交付円滑化計画では、1カ月に1千20枚の交付を想定しています」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「令和元年度八街市一般会計補正予算中、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費について、反対の立場で討論します。

マイナンバーは、赤ちゃんから高齢者、在日外国人を含め、国内に住民登録した人に12桁の番号を割り振り、税や社会保障の行政手続に使わせる仕組みです。

通知カード・個人番号カード関連予算は971万6千円の増額補正となっています。国の方向では1カ月1千20枚の普及を見込んでいるようですが、政府はマイナンバーカードを普及させるため、新年度予算案にカード取得者がキャッシュレスで買い物をした際に上限5千円分のポイントが付くマイナポイントを実施するために、約2千458億円を計上しています。しかし、カードが普及すれば、カードの紛失や盗難も増えます。自治体情報政策研究所の黒田充氏は、カード携帯が当たり前になれば、住民にとって悪用された際のリスクが際限なく大きくなると述べています。

制度の導入・維持のために、国は既に1兆円以上のコストをかけましたが、顔写真つきのマイナンバーカードの普及率は、2020年1月20日現在、15.0パーセントと低迷しています。八街市は令和2年2月現在、1万1千815枚、17.03パーセントの普及です。しかし、国民が必要としない制度は、制度の成立前から、国民総背番号制で監視社会につながり、個人情報の漏えいやプライバシーを侵害するなどの議論が続いており、違憲訴訟も提起されていることによって普及が進まない中、来年3月までに公務員の一斉取得を政府は推進するとしています。本市の答弁では、公務員に対する調査はしていないとありましたが、しかし、政府は、国家公務員の取得率は昨年10月で28パーセント、その家族は13.1パーセントとなっていると報道しています。そして、地方公務員もほぼ同じ数字となっていると報道があります。ぜひとも住民の自由、権利を守るためにも、マイナンバー制度を強制しないようにと、私は要求したいと思います。

マイナンバー法では、カード取得はあくまで個人の選択となっており、政府は、あくまで勧奨であり強制ではないと説明しています。憲法第11条は、国民は全ての基本的人権の享有を妨げられないとうたっており、第12条は、この憲法が国民に補償する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないとうたっています。

2021年3月から、カードに健康保険証の機能も持たせていくようですが、従来の保険証も併用するとしています。国民にとって、現在使用している健康保険証で十分であり、カードと結び付ける必要性を国民は感じていません。国民にとって情報漏えいなどのリスクが高い一方、切実な必要性や緊急性がない制度に対する予算計上に反対し、討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申

上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告を終了します。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る3月5日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第11号は、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、民法の一部改正により、入居要件としての連帯保証人を求めないことなどについて、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「連帯保証人の確保を削除する理由は」という質疑に対して、「保証人については、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることを踏まえ、今後、市営住宅の入居について、保証人の確保が困難となることが懸念されます。国の通知、県の方針も連帯保証人を求めないこと、千葉県弁護士会からも連帯保証人を求めない意見書をいただいております。検討した結果、連帯保証人を求めないこととしました」という答弁がありました。

次に、「修繕費用の負担区分について、市負担と入居者負担の内訳は」という質疑に対して、「入居者負担分は、通常の損耗分として畳、ふすまなどについて、退去時に修繕をしていただくように規則を改正するよう検討しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項6目及び2項、5款農林水産業費、7款土木費、10款災害復旧費の内2項、第3表繰越明許費補正1追加の内7款土木費、第4表債務負担行為補正1追加の内（128）についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「サンプスギ林再生・資源循環促進事業補助金の今後の見通しは」という質疑に対して、「重要インフラ施設周辺の森林整備について、千葉県及び事業主体である千葉県森林組合と連携を図りながら、本市の現状、課題に則した森林整備などを行いたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第17号は、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、令和2年度八街市下水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「業務予定量のうち、処理区域内人口が1万9千621人となっていますが、前年度の人口は」という質疑に対して、「令和元年度の予想処理区域内人口は1万9千534人です」という答弁がありました。

次に、「主な建設改良事業の雨水整備事業4千200万円と、道路負担金の具体的な内容は」という質疑に対して、「大池排水区は、下水道区域を越えた道路河川部局の区域からも流入が可能な形で、大池調整池を築造しています。下水道区域だけの雨水が流入するわけではなく、下水道区域外の雨水も流入するため、流量按分により下水道部局と道路河川部局で費用按分しています。大池調整池に係る整備事業の道路河川部局の費用按分として、35パーセント分を一般会計からの負担金としています」という答弁がありました。

次に、「収益的収入及び支出のうち、特別損失の具体的な内容は」という質疑に対して、「新しく特別会計から公営企業会計に移行するため、今までの会計は打ち切り決算となります。ガイドラインで移行後に払う前年度の納税額等を特別損失に計上することとなっているため、消費税や6月分賞与の算出期間、12月から3月までの費用を計上しています。令和3年度予算編成では、消費税や職員の賞与などの特別損失計上はありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、令和2年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「主な建設改良工事の配水管更新工事の具体的な内容は」という質疑に対して、「文違区235メートル、八街稻荷丘地先87メートル、清水沖地先227メートルの3カ所を予定しています」という答弁がありました。

次に、「建設改良費の上水道更新工事と上水道布設工事の予算額は」という質疑に対して、「上水道更新工事は8千103万7千円、上水道布設工事は1千463万円です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出5款農林水産業費、7款土木費、第2表繰越明許費補正2変更の内5款農林水産業費、7款土木費についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告を終了します。

次に、山口孝弘予算審査特別委員長。

**○山口孝弘君**

予算審査特別委員会に付託されました案件1件につきまして、議長を除く19名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会は、3月定例会初日の2月14日に設置され、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算について、付託されました。

歳入歳出予算総額225億8千万円の審査を行うため、3月10日、11日、13日、16日の4日間、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算については、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

予算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告申し上げます。以上をもちまして委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、予算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

これで予算審査特別委員長報告を終了します。

以上で各常任委員長及び特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第3号から議案第25号の討論通告受付及び昼食のため休憩といたします。討論通告は12時15分までをお願いいたします。再開は午後1時10分より再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時09分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第3号に対し丸山わき子議員から、議案第12号に対し丸山わき子議員から、議案第

18号に対し丸山わき子議員、小澤孝延議員から、議案第19号に対し京増藤江議員、小菅耕二議員から、議案第20号に対し京増藤江議員、小高良則議員から、議案第21号に対し京増藤江議員、栗林澄恵議員から、議案第25号に対し丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号、第12号、第18号、第25号に対する反対討論を許します。

### ○丸山わき子君

それでは、議案第3号、12号、18号、25号に対し、反対討論をいたします。

まず、議案第3号であります。これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本条例案は、4月からの会計年度任用職員制度導入に向け、関係条例の整備に関する条例を制定するものです。

本来、地方自治体の仕事は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与することであり、公務運営の中心となるのは任期の定めのない常勤職員、このような大原則のもとに制度設計をすべきであります。会計年度任用職員制度導入は、正規職員が担うべき公務労働の業務を非正規職員に担わせることを固定化するものであり、臨時・非常勤の職を人員の調整弁として利用することになれば、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。会計年度任用職員は、原則1年間を勤務期限としています。毎年更新も可能とされていますが、いつでも雇い止めができる不安定雇用の非正規職員であることに変わりはありません。フルタイム無期雇用を原則という国際的ルールからも逸脱するものであり、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。

本市の新年度の非正規雇用は37.8パーセントと、大きく依存することになります。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は、正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきです。

以上の立場から反対いたします。

次に、議案第12号、議案第25号、どちらも令和元年度一般会計補正予算でございます。この2つの予算には災害等廃棄物処理事業費補助金の増額が計上され、台風被害による廃棄物処理事業費が確保されており、本市の負担軽減につながる重要な予算であります。一日も早い復旧・復興を願うものです。しかし、どちらの補正予算にもマイナンバーカードに関わる予算が計上されており、議案第12号、第25号の補正予算を一括して反対討論をいたします。

政府は2022年度に、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、発行体制の整備を進めるとともに、2020年9月からマイナポイント事業の導入、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能に、さらに戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正や、行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法の成立をするなど、普及と整備を手

当たり次第に進めています。

現在、マイナンバーカードの八街市の普及率は17パーセント、全国では15パーセントと低調です。不安をあおる発信はいかかとの賛成討論がありましたが、利便性のみを強調しても、交付から3年も経過するのに市民に積極的に受け止められていないのは、個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難への不安が大きく、必要性を感じていないからではないでしょうか。他人に知られたくない個人情報を国が管理するのは基本的人権に反するものであり、あらゆる個人情報を国が一元化するのは問題であり、個人情報の漏えいがないという保障はありません。こうした問題を持つマイナンバーカード普及を推し進めることは、新たな混乱を引き起こし、危険を広げる行為であり、国民が必要としない制度への固執はやめるべきです。

以上のことから補正予算に反対するものであります。

次は、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算であります。

新年度予算案は、去年のたび重なる台風被害の復旧・復興の真ただ中、我が党が長年にわたり地域の皆さんと一緒に要望してきた児童館建設、また18才までの医療費無料化への予算が計上されました。多くの市民の皆さんから大変喜ばしい声が次々と寄せられております。また、八街南中学校屋内運動場改修事業、就学援助費補助単価の見直し、また老人福祉センターの改修、消防団員火災出動手当の見直しなど、思いきった予算確保への努力を高く評価し、この点では大賛成するものであります。しかし、一方で新年度予算案は、市民の立場から問題点を指摘せざるを得ない事業もあり、反対するものであります。

まず1つは、国絡みの施策から市民をいかに守るのかという問題です。

今、日本経済は、昨年10月の消費税増税による打撃、また新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、深刻な大不況に陥りつつあります。増税対策として実施された食料品などの軽減税率やポイント還元など、政府はさまざまな対策を講じました。プレミアム商品券は、本市では対象者の約3分の1程度の活用にとどまっています。ポイント還元の参加店は全国で3割、残り7割の店は消費税増税で売り上げが減った上に、ポイント還元の参加店に客を奪われるという二重の打撃となっており、市内の商店、事業所からも悲鳴が上がっております。

市民の暮らしを圧迫するとともに自治体にも大きな影響があります。増税により、地方消費税交付金は、前年度比2億4千900万円増の14億3千500万円となりましたが、消費税増税に伴い実施した幼保無償化による新年度の市負担は1億700万円であり、市の事業への課税対象費は4億6千万円、社会保障施策に投入する消費税引き上げ分は7億8千8000円で、一気に吹き飛んでしまう内容です。また、国は消費税引き上げ分は社会保障経費に投入するとしていますが、一層充実するものではなく、財源の置き替えにすぎません。低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中で、消費税率の引き下げを国に求めることが必要です。

消費税増税とともに、市民への一層の不安をもたらすマイナンバーカードの普及への予算

化が進められています。カードの交付を要件に、マイナポイント事業を9月から導入するというものです。情報の漏えいや紛失、盗難への不安がある中で、本市の発行率は17パーセントにとどまっています。市民は必要性を感じていないということを、この数字が示しています。

国は、2021年からマイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にすることや、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正、オンライン化を原則とするデジタル手続法の成立など、普及と整備を次第に進めています。他人に知られたくない個人情報を国が管理するのは、これは基本的人権に反するものであり、あらゆる個人情報を国が一元化することの危険性ととともに、情報流出を防ぐ保障は全くありません。こうした問題への不安に答えることなく、マイナンバーカードの利用拡大の押し付けでは、市民の理解は得られません。マイナンバー制度は今からでも中止を国に求めるべきです。

また、新年度から会計年度任用制度が導入されます。この制度は臨時職員の身分保障がされるという改善点がありますが、公務員労働者の働き方を大きく変えるものとなります。地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、恒常的かつ専門性が求められ、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則があります。しかし、総務省の地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会の報告では、常勤と非常勤の概念について、常勤職は本格的業務であり、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるとしています。このことは、正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし、安上がりの行政を進めることが可能となり、継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方を大きく変えるものとなります。

新年度、本市の会計年度職員の雇用予定は、フルタイム職員58名、パート職員241名、再任用職員33名、正規職員名546名で、総数878名となり、このうち臨時職員は37.8パーセントを占め、今まで以上に非正規雇用に大きく依存することになります。住民の福祉と暮らしの増進に責任を持つ自治体は、正規職員枠を大幅に広げ、市民サービスの低下につながる非正規雇用を是正すべきであります。

大きな2つ目の問題として、昨年の台風15号、19号、21号の大雨による大きな被害を受けた本市では、多くの教訓を得ました。この教訓を活かした安心のまちづくりをいかに進めるかが、新年度予算には問われています。

まちづくりの1点目に、手作りの事業計画策定についてであります。

新年度は事業計画等の策定委託費7件で5千600万円が計上されています。中でも国土強靱化地域計画策定業務については、国が策定のガイドラインを示しており、多くの自治体が職員の手によって作成をしています。八街市でも、職員が計画策定の力量を発揮し、まちづくりへの意欲を共有することが必要ではないでしょうか。しかし、臨時職員の増員では、こうした取り組みも進みません。正規職員の増員とともに、職員研修費を増額し、知識や技能の付与から、政策の作成力を身に着ける人材育成に力を入れるべきです。実態を知り尽く

した職員により、それぞれの事業計画を市民目線で作り上げていくことを求めます。

2点目には、災害時の確実な伝達方法の確立や、高齢者・障がい者の避難所の確保とともに、住民の知恵と力で地域防災計画の見直しを進め、それぞれの地域に合った防災対策の強化が必要です。併せて、市民の避難所の整備や住民防災組織運営費の一層の確保が求められていますが、新年度予算では残念ながら削減されており、災害対策に逆行するものとなっております。予算確保をすべきです。

まちづくりの3点目には、八街市の経済を支える農業、商工業をいかに発展させるかの問題です。

農業・商工予算は全体の1.9パーセントにとどまり、去年の台風で甚大な被害を受けているにもかかわらず、振興費は今年度より削減されています。復興への本格化に向け、市独自の支援策の一層の充実、気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じることが必要です。

大きな3つ目には、高齢者施策の問題であります。

本市の高齢化率は約30パーセント。今後、一層の高齢者施策の充実が求められています。しかし、高齢者のサービスに関わる在宅老人援護対策費のうち、はりきゅうマッサージ、緊急通報設置管理事業など約500万円、敬老事業費は1千300万円の削減となっています。敬老事業は相変わらず、会場に行ける健康な高齢者のみの事業となっており、市内に住む全ての高齢者全員を対象にしたものではありません。このような不平等な敬老事業をいつまで続けるのでしょうか。市内在住の全ての高齢者を敬い、長寿を祝う事業に見直すべきであります。

高齢者問題の2点目に、高齢者外出支援タクシー助成制度でございます。

新年度から、助成券を1人48枚から30枚に減らす一方で、市街医療施設への通院のみを認めるとしています。しかし、この間、南部・北部地域に住む方の利用格差は歴然としており、年金暮らしの方々から、利用できないという悲鳴や、これでは八街に住めないという声、これに答えたものとなっていません。市内どこに住んでいても安心して暮らせることを保障するのが自治体の仕事です。この間のバス路線の廃止や、最初から地域格差が生じることがわかっていた高齢者外出支援タクシーに代わる市民の足の確保は切実です。早期に見直し、市民の切実な願いである、誰もが安い料金で、玄関先から利用できる乗合タクシーの一日も早い実現を求めるものであります。

高齢者問題の3点目には、高齢者が多く居住する交進・朝陽・笹引住宅では、耐用年数をはるかに超え、老朽化し危険な住宅となっています。去年の台風による大雨でも、くみ取り式のトイレがあふれ出し、床上浸水、屋根の破損など、大きな被害を受け、既に入居募集を中止し、空き部屋が多くなっている交進・笹引団地では解体されないままとなっております。劣悪な環境が進んでおります。計画的に低廉・低層の高齢者向け住宅の建て替えで、安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。

大きな4つ目の問題としては、次代を担う子どもたちの教育についてであります。

教員の休職に対し、代替の講師が未配置のままとなっています。と同時に、本市の小学校の約7割、中学校では6割の教員が1カ月45時間を超す残業をしています。厚生労働省が過労死ラインとしている残業時間80時間を超す教員は小学校12パーセント、中学校29.5パーセントも占めています。県に対し教員の増員を求めるとともに、市独自での教員の配置努力、業務の一層の見直し、大幅な削減で、教員の働き方の改善を進めることは喫緊の課題です。

併せて、本市の不登校対策に欠かせないスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等、専門の相談員を増員し、教育相談体制の充実を図ることを求めます。

子どもの貧困問題では、総務省は子ども7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的貧困状況にあるとしていますが、本市ではその実態調査もされないままとなっており、その対策は喫緊の課題であります。

貧困対策の1つに就学援助制度があります。その支給率について、令和2年度は小学校6.43パーセントから7.1パーセントに、中学校は8.78パーセントから8.8パーセントに引き上げるとしていますが、全国平均は15パーセントとなっており、底上げの取り組みが必要です。また、学校によっては、年度末の支払い、精算となっています。これでは就学援助制度の本来の役割は果たせません。家庭の生活実態を把握し、素早い対応が教育委員会、学校に求められています。

また、給食費の滞納状況は依然として多く、滞納総額は6千200万円となっています。貧困にあえぐ児童・生徒への支援の拡充や、給食費の滞納を放置することなく、支援対策を強化することを求めます。

最後に、税徴収の在り方についてであります。

予算編成方針では、税負担の公平性の観点から、課税客体の適格な捕捉や債権確保に努め、さらなる収納率の向上に注力するとしています。新年度は新たにペイジー、クレジット収納方法を導入するために、今年度に3千500万円を投入し、新年度は業務のデータの処理手数料に174万8千円の計上をしています。しかし、その収納アップ効果はわずか0.05パーセントですが、滞納に対し、クレジットカードによる納付を強要することのないよう、強く求めます。

この間、搜索、差し押さえ、公売の強化が進められ、給与、預金が約8割を占め、暮らしを追い詰めています。搜索では差し押さえるべき財産が発見できなかった割合も8割と、高くなっています。搜索に至る過程の接触、対面指導の在り方が問われます。圧倒的多数の滞納者は、日々の暮らしが大変な状況です。住民と密に接することができる末端の自治体だからこそ、繰り返しの話し合いが必要であり、行き過ぎた搜索の在り方を改善すべきです。

また、国税徴収法は地方税法でも準用されますが、その柱の1つは納税者の保護です。法は差押禁止財産、超過差押えの禁止、無益な差押えの禁止、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止などの制度を設けています。納税者が保護されることをきちんと示すことも必要です。

市税等の税収をアップさせるためには、国の言いなりの差押えなどの収納対策の強化を進めるのではなく、住民の生活実態をよく聞き、親身に対応する相談、収納活動に転換することを求めます。

以上、厳しさを増す市民の暮らしの実態を丁寧に把握し、福祉の増進という自治体の役割を果たすことを求め、反対討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の議案第19号、第20号、第21号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をさせていただきます。

本市の国保財政は、国保世帯数、率ともに減少する中、国保税軽減対象世帯の割合は増加し、所得が100万円未満世帯の滞納割合が増えています。市民の暮らしが厳しい中、給与や預貯金等を差し押さえる徴収強化を推進しているものの、収納率は県下最低クラスが続いています。滞納の原因は、所得に関係なく、子どもを含め、家族が増えるほど国保税が高くなる国保制度に原因があります。子育て支援策にもなる、子どもの均等割3万3千円の減免実施を求めます。

また、国保税を滞納すると、有効期間が短い短期保険証や資格証明書が交付されます。18歳までの子どもがいる世帯のうち、令和元年5月31日現在、短期保険証は237世帯に、資格証明書は26世帯に交付されました。また、国保加入世帯のうち、200世帯への資格証明書の交付は、病気の人を病院から遠ざけます。

今、感染が広がっているコロナウイルスに関し、厚労省は2月28日、資格証明書を交付された世帯が帰国者・接触者外来を受診した場合、資格証を短期保険証とみなすよう、連絡していました。本市では3月16日の総括質疑において、ようやく対象世帯に対して通知すると担当課から答弁があり、安心いたしました。

今後もコロナウイルスのような感染拡大の事態が起きる可能性は否定できません。早期の受診を可能にするために、横浜市などのように、短期保険証や資格証明書の交付中止が必要だと思えます。

討論において、台風による被害で国保税減収が見込まれます。国保持続可能のために医療費適正化に努めていただきたいというような賛成討論がありました。しかし、国保持続に必要なことは、全国知事会や全国市長会等が要請している1兆円の国庫負担です。併せて、国民が必要としていないマイナンバーカードと国民健康保険証をつなげるための保険制度準備事業などではなく、特定健診事業の充実による早期発見、早期治療であり、保健衛生への取り組み及び普及活動の強化に取り組むことが必要です。

以上の理由で議案第19号に反対いたします。

次に、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論させていただきます。

平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度は、2年ごとの制度見直しのたびに高齢者の負担を増やしてきました。本市において、保険料収納率は県下ワースト1が続き、平成28年度の収納率は約96.1パーセント、29年度は95.8パーセント、30年度は95.6パーセントと、年々下がっています。そのような状況下、新年度予算は令和2年、3年度の1人当たりの平均保険料5千91円、6.85パーセント増の年額7万9千441円への引き上げとなっています。その内訳は、均等割が2千400円増の4万3千400円、所得割率が0.50ポイント増の8.39パーセントです。

また、平成30年度までの基準額の9割を軽減されていた低所得者の保険料は、低所得者に対する国の軽減特例措置の廃止により令和2年度は1万3千円となり、約3.2倍にもなり、保険料を払いきれない人がさらに増えることが懸念されます。

政府は後期高齢者医療の軽減特例措置を廃止する一方、消費税増税軽減策として低所得者に対する介護保険料軽減を拡充します。しかし、暮らしを支えるには、ほど遠く、必要なことは後期高齢者医療の軽減特例措置を今後も継続することです。

保険料を滞納するのは年金が年額18万円未満等の普通徴収の人であり、本市では普通徴収の人の割合は県内で上位を占めております。保険料を滞納している人に対し、生活保護につなげるなど、生活支援策が必要です。

75歳以上の高齢者を74歳以下の人と切り離す後期高齢者医療制度創設当時の厚労省課長補佐は、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうと言いました。国民の反対を押しきって導入したこの制度は、最初から、年齢を重ねれば病気にかかりやすくなる高齢者の健康と暮らしを守ろうとする制度ではなかったと言わざるを得ません。制度が続くほど保険料が上がり、病院から遠ざけられる制度は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっている憲法25条の精神と相いれません。

討論において、安心して医療を受けられるようにさまざまな対応をしてきた、制度の改善について県は国に要望していますというような賛成討論がありました。しかし、国は制度導入時から高齢者の医療費が際限なく引き上がる、これは念頭に置いております。当面、値上げをやめるために国、県に対し、財政支援を要請するよう求めます。

また、保険料抑制に有効な財政安定化基金の活用を求めるとともに、制度の廃止を求め、議案第20号に反対いたします。

次に、議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算に反対討論させていただきます。

新年度の介護保険料は消費税軽減対策として所得第1から第3段階の低所得者への保険料軽減強化により、第1段階の方の保険料は前年度比で年間4千800円、第2段階は7千900円、第3段階は1千600円軽減となります。一方、後期高齢者医療保険料は低所得者特例軽減措置の廃止により、保険料は年間4千100円引き上げられ、消費税増税とともに暮らしを圧迫します。

本市における保険料収納率は平成29年度89パーセント、30年度89.7パーセント

と、県下ワースト1が続いています。生活が厳しい介護保険料滞納者に対し、暮らしの状況を把握し、生活保護等につなげ、サービス利用制限を防ぐよう求めます。

また、障害者控除認定対象者に対し、障害者控除認定申請書を送付するように求めます。

特養ホーム待機者は令和元年7月に80名、そのうち要介護1・2の方は12名、令和2年1月は74名、そのうち要介護1・2の方は15名です。希望する人全員が特養ホームに入所できるよう、ホームの増設及び介護職員の確保を求めます。

2015年の介護保険改正において、要支援1・2の人を、介護の専門家ではないボランティアにも介護業務を担わせることができる、自治体実施の地域支援事業に移しました。その後、本人の意思とは関係なく、介護から卒業させられる事態が相次いでいます。介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに保険料を引き上げる一方で、改悪されてきました。政府は2020年の介護保険料改定に向け、要介護1・2の生活援助サービス等について、地域支援事業への移行を打ち出しました。また、ケアプラン作成等、居宅介護支援報酬に一部負担増の可能性も示唆しております。サービスの利用料については、現在の自己負担1割負担から2割に、対象範囲を段階的に拡大し、全ての介護保険施設、多床室の室料を自己負担化する等の報告を示しています。今でも保険料や利用料の負担が重く、必要なサービスを十分利用できない、このように悲鳴が上がっている介護保険制度は、保険あって介護なしと言われるほど、改悪されてきました。

討論において、認定者が増えており、きめ細やかな介護サービスを要望しますと賛成討論がありました。しかし、その実現のためには、制度改悪に断固反対しなければなりません。この4月で発足20年になる介護保険制度が、開始した当初の介護の社会化という制度の理念に立ち返ることを求めます。

新年度予算には、第8期制度に向け、介護保険事業計画見直し業務の委託料が計上されています。市職員が計画に携わり、市民が安心できる介護保険計画を作るよう求め、議案第21号に反対いたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、小澤孝延議員の議案第18号に対する賛成討論を許します。

#### ○小澤孝延君

私は、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

昨年、本市では、かつて経験したことがない風水害に見舞われ、市民生活に大きな影響がありました。災害の復旧に要する経費が想定外に大きな負担となりそうですが、市長として10年目を迎え、また、後期基本計画の初年度となる令和2年度当初予算は、前年比5.2パーセント増の225億8千万円と、過去最大の予算規模で編成されています。災害の復旧・復興のため、新規事業は難しいのではないかと考えておりましたが、災害など、不測の事態に対する備えとして、平成27年度から4年間で財政調整基金を約16億円積み増したことにより、住民サービスの質を落とすことなく、また、新規事業もしっかりと組み込まれ

た予算編成になっています。

新年度予算の特徴としましては、民生費が約8億5千万円の増と突出しており、市長の福祉に対する思いが込められた予算編成であると感じております。

まずは、老人福祉センターの大規模改修についてです。先ほども申し上げましたが、昨年の風水害において、市民生活は大きな影響を受けました。その中でも障害がある方や高齢者など、日常の生活に特別の配慮が必要な方々は特に辛かったのではないのでしょうか。

老人福祉センターは福祉避難所としての機能を有しているため、要配慮者を受け入れるための施設が改修されることは、市民に安心感を与えることとなります。今は元気な方でも、将来高齢になるなどして日常生活に支障を感じるようになった場合、このような施設の必要性は高く、評価できるものであります。

そのほか、子育て支援や子たちの健全育成の拠点となる児童館の整備や、待機児童解消のための私立認定こども園の施設整備に対する助成費、障害がある方や、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言などを行う総合的な窓口である基幹相談支援センターの設置費を計上するなど、さまざまな地域福祉の諸問題に対応した予算配分であることが伺えます。

また、民生費以外で注目すべきは、高校生等医療費助成事業です。

文部科学省が行っている、平成30年度子どもの学習費調査では、1年間に保護者が支出した授業料などの年間学習費の総額は、公立高校で約46万円、私立高校で約97万円となっています。義務教育が終わり、このように学費や食費など出費がかさむ上、児童手当の支給が終わり、今まで助成制度により抑えられていた医療費についてもはね上がることとなり、高校生の子を持つ家庭では、家計のやりくりが非常に大変な時期となります。そのような保護者の負担を少しでも軽減するためのこの制度は、病気の際、安心して病院へ受診してもらうことにより、子たちは勉強やスポーツなどに励み、人生の次なるステップへ大いに躍進することができるものと思います。

続いて、産後ケア事業についてです。

警察庁によりますと、2019年、児童相談所へ通告した18歳未満の子どもは9万7千842人で、前年より21.9パーセント増、虐待事件として摘発した件数は1万9千577件、41.8パーセント増となり、過去最多となったとの発表がありました。

その中でも、重大事件は乳児期の子どもが多くを占め、その背景には母親が妊娠期から1人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境などが問題視されています。こうした社会的な背景を鑑み、妊産婦のサポートをする事業を取り入れることは、親子の大切な絆と子たちの健やかな成長への大きな助長となるものと考えます。

また、第2庁舎の解体とともに、市民の皆様が利用しやすい窓口空間や、職員が働きやすい職場環境を整えるための執務環境の調査を行う業務が予算計上されました。庁舎がなくなったから、すぐに箱物を作るという単純発想ではなく、市民にとってどのような施設環境が必要なのか、または不必要なのか、あらゆる方向性を慎重に見極めた上で次のステップに進

む、将来を見据えた効果的な予算であります。

そのほかにおいても、笹引小学校や八街南中学校屋内運動場の大規模改修をはじめ、中央公民館大会議室やトイレの改修、庁舎長寿命化計画の策定など、市民生活に密着した施設の改修等に取り組んでいます。

また、中央公園や八街駅南口ロータリー、スポーツプラザアリーナの照明灯LED化など、環境や将来の負担軽減にも配慮した施策に取り組んでいます。

残念ながら、昨年は中止となりました小出義雄杯、八街落花生マラソン大会の開催も楽しみであります。

このように、笑顔あふれるドリームシティやちまたの創世、これにおける市長公約である事業を取り入れつつ、老若男女、全ての市民が恩恵を受けることができる、バランスのいい予算編成であると言えます。

令和2年度には東京オリンピック・パラリンピックがあり、八街市出身の植草歩選手や里見紗奈選手の活躍が期待されます。パブリックビューイングが行われるとのことなので、私も大変楽しみにしています。

市長の令和2年度、市政運営方針の中で、私たち市議会議員に対し、一層の理解と支援をとお願いされた以上、チームやちまたの一員として復旧・復興に全力で取り組み、また、「ひと、まち、みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現のためにも、北村市長にはぜひ、市民が安心して、笑顔で日常生活を送ることができるよう、しっかりと行政運営のかじ取りをしていただくことを期待して、賛成討論といたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、小菅耕二議員の議案第19号に対する賛成討論を許します。

#### ○小菅耕二君

それでは、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

少子高齢化の進行、就業構造の変化などに対応するため、平成30年4月から国民健康保険制度の広域化がスタートし、県が財政運営の責任を担い、医療費を県内全域で支え合うようになりました。しかし、国民健康保険を取り巻く環境は依然と厳しく、1人当たりにかかる医療費は年々増加する傾向となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、加入者の減少と昨年の台風15号、19号及び21号による災害により保険税収入の減少が見込まれ、厳しい財政運営となり、県からの交付金についても減少となっている中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証一体化によるオンライン資格確認導入に向けた整備、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上に向けた、JA組合員の健康データ提供費用と、人工知能、AIを活用した健診未受診者に対する受診勧奨に係る費用を昨年度同様に計上した予算編成となっております。

国民健康保険を安定的で持続可能なものにするために、国保担当者におかれましては、保

険者としての責務を十分認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に、徴収率向上に向けた施策を展開し、医療費適正化に努めていただき、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待し、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、小高良則議員の議案第20号に対する賛成討論を許します。

#### ○小高良則君

議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を対象とする独立した医療制度で、平成20年度の創設以来、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、さまざまな取り組みがされてきました。

千葉県広域連合では、被保険者数は後期高齢者医療制度発足当初の平成20年4月は49万2千人でしたが、平成28年4月には70万1千人と、年々増加を続けており、被保険者1人当たりの年間医療費は、平成20年度の70万4千円から、平成27年度の80万2千円に増加していると報告しております。年々医療費の増加は否めません。

広域連合としましては、今後とも安定的に制度を運営できるよう取り組んでいくというふうに述べております。高齢者にとりまして、この医療制度は非常に大切なものと認識しているところでございます。しかし、厳しいゆえに高齢者の負担は年々増しており、厳しい状況は続いていることも否めませんが、保険料の軽減措置としまして、低所得者に対しまして、均等割の7割、5割、2割軽減、また平成26年より5割軽減の対象者に単身世帯を追加しております。特例措置として、均等割の7割軽減については8.5割軽減、平成30年度は、均等割額について9割軽減しております。また、平成29年度より所得が一定以下の場合の所得割を一律5割軽減から2割軽減に見直し、平成30年度より廃止しております。被扶養者に対しましては、制度加入から2年間について、均等割5割軽減また所得割の賦課はなしとしております。その特例措置としましては、制度加入期間に関係なく、均等割9割軽減を平成29年度より7割軽減に見直し、平成30年度より5割軽減に見直し、令和元年度より政令本則どおりとしております。これは本市においても同様となっているところでございます。

高齢者の負担につきましては、令和2年度、3年度の保険料率は均等割が4万1千円から2千400円増しの4万3千400円に、また所得割は7.89パーセントが0.5ポイント増の8.39パーセントに、1人当たりで7万4千350円が7万9千441円となってしまうことは非常に残念なところではございます。しかし、本医療制度の重要性からいったら、何とか維持するための努力をしていただきながら運営していただかなくてはなりません。国に対してもさまざまな要望活動をしているところでは、県として要望活動もしているところではございますが、自治体といたしても、それに沿いまして、しっかりした運営を要望する

ところでございます。

また、医療費抑制のためには各種人間ドック、また脳ドック、各種健康診査、また歯科健康診査、また長寿健康増進事業、高齢者低栄養・重症化防止等の事業等もでございます。今後とも厳しい運営が見られるところでございますが、医療費の削減や健康保持のために努力していただきながら運営していただきたい。また、保険料の収納が低迷する中、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、今後とも安定した制度の継続に向け、適切な業務遂行を図っていただけるよう要望しまして、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものであります。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、栗林澄恵議員の議案第21号に対する賛成討論を許します。

**○栗林澄恵君**

私は、議案第21号令和2年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本市の令和元年12月末日現在の高齢者の人口は2万752人となり、人口に占める高齢者の割合は29.86パーセントに達し、2千770人の方が要支援・要介護認定を受けております。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者の人口9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較いたしますと、高齢者人口は2倍に、要支援・要介護認定者数は約3.3倍に増加するなど、より一層の高齢化が進み、介護を必要とする方も年々増加しており、高齢者が必要なサービスを十分に受けられるように介護給付費が年々伸びていく一方で、市民の健康寿命の延伸と介護保険料の上昇を抑制するための施策として、介護予防教室のより一層の充実が図られるものとなっております。

令和2年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年度であり、かつ第8期同事業計画の策定年度であります。令和2年4月には、特別養護老人ホーム待機者の解消を目的として、八街北中学校区に特別養護老人ホームが新規開所されます。また、八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所の新規整備などが進められ、さらなる介護施設の充実が図られるものとなっております。

令和2年度においても、引き続き健全な財政運営、被保険者の立場に立った保険者としての責務を十分に認識しつつ、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策を実施していただくとともに、きめ細やかな介護サービスの提供を要望し、令和2年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものであります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2時08分)

(再開 午後 2時16分)

○議長（鈴木広美君）

再開いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、令和2年度八街市一般会計予算について、採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第18号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第19号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第19号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第20号、令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和2年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和2年度八街市下水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第23号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第24号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第25号は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において原案のとおり可決されました。

これで、予算審査特別委員会を解散いたします。

日程第3、議案第27号及び議案第28号を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第27号及び議案第28号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第27号及び議案第28号に対する質疑を行います。

1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑を許します。質疑はありますか。

小高良則議員。

○小高良則君

それでは、議案第27号に対しまして、まずお伺いいたします。

この件に関しまして和解されたことは、非常に、ほっとしているところでございます。その中で、この議案説明の中で、市が管理する緑地、これに関して私はちょっと知識がなかったんですが、この緑地の広さだったり、形状、またどういう状況なのか、ご説明いただきたいんですけど。

○建設部長（江澤利典君）

今回、損害賠償ということで上程させていただいています。希望ヶ丘団地のところの緑地ということになっております。これについては緑地として管理しているところが、筆数で言うと35筆ございます。面積で言いますと7千311平米ということで、管理しているところでございます。

○小高良則君

まず、この緑地は、団地を開発された後に市が緑地として受け取ったものなのか、伺います。

○建設部長（江澤利典君）

これについては当初、希望ヶ丘については事前協議が昭和58年に行われております。そこで分譲、建売分譲ということが開発の目的となっておりまして、面積としましては現在、約10万5千平米の面積になっているところでございます。

緑地の管理については、開発面積の何パーセントと決まっているんですけれども、そのパーセント以上に緑地としては管理しております。当初、緑地としていただいた面積が5千500平米ほどございまして、その後、また法面とか、そういう、団地でなかなか管理できないところについては、その都度、寄附という形でいただいて、現在7千311平米というような形になっています。

○小高良則君

普通の管理は、緑地と言っても恐らく雑木林だったり山なのかなと思うんですね。地図をちょっと見たら、団地から少し離れた外輪ですかね、外郭の部分だと思うんですけど、通常の管理はどのようにされていたのか、伺います。

○建設部長（江澤利典君）

これについては一応、予算の中で宅地造成地の維持管理ということで、委託ということで契約を毎年、維持管理しているところでございます。

○小高良則君

維持管理されていた中での1月2日の倒木、根腐れということですけど、それまで、そういう管理業者から注意喚起、またそういう報告は挙がっていなかったのか、伺います。

○建設部長（江澤利典君）

この災害があった箇所については進入路がなくて、なかなか維持管理が100パーセントできているかということになりますと、その辺は維持管理面から考えますと、若干、人が入れるところもないような状況でしたので、その辺は、倒れそうな木があれば当然、民有地から入って職員が対応していたというのもあるんですが、今回、倒れた倒木についてはかなり大きな木でございましたので、いかんせん、なかなか管理の中で対応が難しいところも、ほかの開発のところもそうなんですけれども、その辺が難しいところで、今回こういう状況になったということが現状でございます。

○小高良則君

一般の人も空き地、土地を所有していると雑草だったり、さまざまな管理をしていかなくちゃいけない。行政も当然、市有財産であれば管理していかなくちゃいけないのかなと思うわけですけど、これを踏まえて、今後、ここも含めて、管理体制の見直しだったり、パトロール、定期的な、そういう部分での管理の強化ですかね、していくべきだと思いますけど、その辺はどういうふうにかえるのか。

○建設部長（江澤利典君）

今後ということですが、適正な緑地の維持管理に努めるというのは当然のことです。ございまして、その中でもパトロールを強化する、また隣接建物等に影響を及ぼす樹木等、職員による、樹木等については、パトロールの中で当然押さえていかなくちやいけないというふうに考えております。

また、職員による直営作業、高木による委託の関係もございまして、委託については予算等もございまして、予算の中で職員が可能なところは職員が行って、直営ということで行いますけれども、職員ではなかなかできないところについては予算の中で対応して、当然、災害発生前に伐採、せん定作業を実施して、緑地の適正な管理に努めていきたいというふうに考えています。

○小高良則君

今回は人的被害がなかったのが本当に幸いしているのかなと思うところでございます。昨年も台風があったので、その辺でも木がかなり痛めつけられているところが市内に多くありますので、こういう事例が起こらないように、管理は業者がしても、市が、市有財産の場所だったり、状況は職員が把握しておいた方がいいと思いますので、今後ともひとつ、健全な管理運営をお願いして、次の議案28号の方に移らせていただきます。

補正予算書の14ページでございます。

節の方で工事請負費、道路橋りょう災害復旧工事費からお伺いいたします。

上砂地区の設計が完了したことによる補正という説明を受けましたが、夕べ、けさの1時ですか、八街市のPRにもなるジンジャーエールを、八街で、あめ細工をする人の番組が30分ほどありまして、管理組合の人がコメントを出していました。世界に発信したいジンジャーエールということで、力強いコメントを出していたところでございます。なぜそれを言うかという、その中で車が、この位置で落ちた映像がワンカット流れました。いまだにやっぱり八街市というのは災害を受けたまちだということを引きずっているなというイメージもあったわけですが。

その中で、設計を終了したということで、今回お聞きするのは、工事全体の概要をお伺いしたい。これからどのように、どのぐらいの時期に着工予定ですかね、まだ契約とかが済んでいないですから、着工から完了までのタイムスケジュールのようなものがあれば、それがわかれば、また近隣住民だったりも、今度、利便性が上がるのではないかと思うので、わかる範囲でお伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど議員がおっしゃったように、設計の方がある程度終了しました。そうした中で、復旧の工事をどのような方法でやるかというようなことになろうかと思っております。そうした中で、復旧の計画では横断暗渠、現地を見て理解しているとは思いますが、横断の暗渠がございまして。それについては水路最上流から最下流までを一連にして、ボックスカルバート、横断暗渠についてはボックスカルバートを、現在はヒューム管ですが、ヒューム管をボック

スカルバートに代えて、現況よりも大きい断面にするというような状況を考えています。

また、道路本体については現況、道路上の盛土自体は安定しております。これは設計の中で、調査の中で出ております。そういったところで安定しておりますので、法面として、道路崩壊箇所については補強盛土ということで考えているところでございます。

あと、道路の下の土質条件が悪いところもありますので、コンクリート擁壁等にした場合には、これは比較検討の話になってしまいますが、これについては地盤改良等も必要になりますので、経済性、施工性ということを考えると非常によくはないということで、盛土工法、補強でコンクリートの擁壁等にしたということは考えておりません。そうしたことで、斜面についてはそのような補強工。間知ではなく補強工を行うということになります。

あと、道路などの表面水、法面などへ流出しないように側溝やアスカーブを設置する予定でございます。

あと、法面については土壌の流出を防止するのにマット等を、植生マットですか、植生マットを設置するというところでございます。

あと、横断暗渠の上流側付近については、法面だけではなく、土木の施工性、経済性にすぐれた、先ほど申しました、すぐれた補強、土壁工法ということで、行う予定となっております。

あと、スケジュールというか、その辺については現在、設計が最終段階になっております。平成2年度中に当然完成させなくちゃいけないという使命がございまして……

**○議長（鈴木広美君）**

令和。

**○建設部長（江澤利典君）**

令和。申し訳ありません。令和2年度中に完成予定というふうに考えておりますが、工事の工程については4月に発注業務を行う予定となっております。当然、工事についてはご存じのとおり、占用管、ガス管と農水管が入ってございます、ありますので、その辺については、当然、農業用水管は一部撤去、設置作業も含まれておりますので、占用者と十分に、ガス管は関東天然ガスでございますけれども、ガスについても当然、事前に業者が決定次第、協議を行って、早期に完成するよう目指して、令和2年4月から着工したいというふうに考えております。

**○小高良則君**

非常に丁寧な説明だったと思います。ありがとうございます。

用水とガス管が通っているということで、工期も各種、多方面の業者が絡むので、調整も大変だと思いますけど、令和2年中、ちょっと規模的には、そんなに小さい災害じゃなかったもので、時間がかかるのは仕方ないと思いますけど、昨年の台風を見ても、かなり雨等で被害が大きかったわけです。だから、同じ場所で同じような事案が起きないように、しっかり工事をしていただけるような今の説明でしたので、期待するところでございます。

もし、今後も何か変更等がありましたら、議会の方に報告をいただきたいとお願い申し上げ

げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

京増藤江議員。

○京増藤江君

それでは、議案第28号について、質問いたします。

12ページの戸籍住民基本台帳費の中の社会保障・税番号関連事務費についてです。

議案第12号、25号でもマイナンバーに係る予算が計上されました。また、第28号で新たに3千333万2千円の計上となっています。いかに政府がカードの交付推進に必死になっているか、そういうことなんだなと思いますけれども、そこでお伺いいたしますけれども、マイナンバーの八街市の交付率は現在約17パーセントということなんですけど、この補正で令和2年度の事業計画はどういうふうな計画になっているのか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

国からの要請により、昨年策定いたしましたマイナンバーカード交付円滑化計画で、本市においては令和2年度1万5千280枚の交付を計画しております。

○京増藤江君

これはどのぐらいの交付率になるのか、お伺いします、取得率が。

○市民部長（和田文夫君）

約38パーセントになります。

○京増藤江君

そうですね、大体そのぐらいかなという感じがいたします。

今まで1万1千815枚ということで、それよりもちょっと多いということなので、そんな感じかなと思うんですけど、今まで推進してきて1万1千815枚、今度は令和2年度の1年間で1万5千あまりを交付していくという計画ですから、よほどこれは推進をどうやっていくかというふうに計画されているのかなと思うんですが、どのような計画なのか、お伺いします。

○市民部長（和田文夫君）

今後の交付率向上を図るための今後の取り組み、普及啓発といたしましては、個人番号カードを活用したコンビニ交付につきまして、現在、後期基本計画に位置付けまして、早期導入について準備を進めているところでございます。なお、これにつきましては私、担当部長といたしましては令和3年度中の導入を目途に、できる限り早い段階で導入時期を明確に設定し、広く市民に周知を図りながら、個人番号カードの普及啓発にも努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今まで結構、国の方も進めてきたんですけど、やはり取得率がうんと進まなかったということは、やはり市民、国民が、この制度はちょっと自分にとっては不利なんじゃないか、い

ろんな情報が漏えいしてしまうだろう、そのときに取り返しのつかないことになってしまう、そういう心配があると思うんですね。

今まで国が進めてきている中では、公務員に対して進めてきております。やはり国としては公務員に推進していくのが手っ取り早いというか、そういうふうな形になるのかなと思うんですが、八街市としては今まではあまり、やはり本人の意思を尊重するんだというようなことでやってこられたということなんです、今後もやはりあくまでもマイナンバーカードの取得は個人の選択だということで、ここはしっかりと守っていくべきと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

現在、市民から個人番号カードについて問い合わせがあった場合には、マイナンバー制度の説明の中で、カードの安全性や紛失時の対応等について、丁寧な説明に努めているところでございます。今後につきましても、カードの作成は決して強制するものではなく、あくまでもご自身の意思に基づき、納得した上で作成していただいているところでございますので、今後も同様に取り扱いたいと考えております。

#### ○京増藤江君

マイナンバーカードは個人が便利に使えるんだとか、使い方次第なんだと、こういうわけにはいかない。本人はやはり自分が不利益にならないようにというふうにすると思うんです。だけど、今はオレオレ詐欺やら、いろんな詐欺があります。相手をだまそうとする人は、いかに自分が得をしていくかという点でやりますから、本当に個人で守ることはできないわけですから、それを今度は2021年度からは保険証としても利用可能にしていくわけですから、そういう説明もされると思うんです、その際に、これは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えますけど、今までの保険証でも十分使えるんですよと、こういう説明もしっかりとしていく必要があると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

今議員からご指摘のありました事柄についても、十分に説明してまいります。

#### ○京増藤江君

こういうカードが出回っているような、利用されているような国では本当に被害が出ているということですから、八街市では市民の皆さんが本当に不利にならないように、市民の利益を守っていくというところで、私は職員の皆さんにも本当に頑張ってくださいと思います。

全体の議案第28号の中では6億円以上の予算が災害復旧に使われている。本当にこの点では私は大いに期待できるんですけど、社会保障・税番号関連、この事務費については反対せざるを得ません。本当に市民の皆さんの不利益にならないようにということで、重ねてお願いしておきたいと思います。

次に、3款民生費についてなんですが、総合保健福祉センター管理費の調査維持管理費、これは空調整備についてということなんです、この説明をお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

今回予算計上したものにつきましては、冷温水発生装置のバーナーの燃焼系機器の不具合と考えるものでございまして、こちらの方を修繕するものでございます。

○京増藤江君

この冬の間、空調の調子が悪くて、皆さん、結構長い間、不便をされていると思うんですが、全体の空調の整備はこれでもう十分できるんでしょうか。

○市民部長（和田文夫君）

今回の補正予算につきましては総合保健福祉センター全体のものでございましたので、庁舎全体が修繕し終わるといふふうに考えております。

○京増藤江君

今度は暑くなりますので、また市民の皆さんが安心して使えるように、ぜひお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

丸山わき子議員。

○丸山わき子君

それでは若干の質問をさせていただきます。

今も12ページでマイナンバーに関する質問があったわけなんですけれども、3千333万2千円という数字が計上されているわけなんですけれども、国の方の補助金の説明をいただいた中で、全員協議会の中で、3分の2の補助なんですよというようなことの説明があったわけなんですけれども、あと3分の1の負担というのは当然、市になるということですよ。市の負担分に関しての計上はないのか。その辺について、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

ご質問の箇所は児童福祉費ですか。

○丸山わき子君

戸籍住民基本台帳。

○市民部長（和田文夫君）

こちらの方の予算は、補助金は10分の10で国から来るものでございます。

○丸山わき子君

10分の10ですね。わかりました。

負担金補助及び交付金で3千333万2千円というふうになっていますけれども、具体的にはどういった内容のものなのか。

○市民部長（和田文夫君）

これにつきましては、通知カードの作成、発送及びマイナンバーカードの製造などに係る事務を委託している地方公共団体システム機構に支払う交付金に対して補助されるものでご

ございます。先ほど申し上げましたが、補助率は10分の10でございます。

**○丸山わき子君**

そうしますと、1件にしますとどのぐらいの事業費になりますか。

**○市民部長（和田文夫君）**

1件幾らかというご質問でございましたが、この事業費の積算につきましてはカードの作成、発送費用、コールセンター人件費なども含まれておりますので、一概にちょっと出すことは難しいと思います。

**○丸山わき子君**

令和2年度については1万5千280枚を新たに市民の皆さんに作っていただくんだというような説明があったみたいなんですけれども、これだけの枚数を作っていくということになりますと、窓口もかなり大変になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、人員配置等はどのようにされていくんでしょうか。

**○市民部長（和田文夫君）**

令和2年度中の交付枚数1万5千280枚は、昨年策定したマイナンバーカード交付円滑化計画による国が示す目標値であるため、現実的には交付がかなり難しい枚数だと考えております。しかしながら、仮に1万5千280枚の申請があった場合には、担当課の職員では対応が難しいと考えております。また、令和2年度は会計年度任用職員2名をマイナンバー関係事務の補助として雇用する予定でございます。

**○丸山わき子君**

今後、国の方は、先ほども私は反対討論の中でも申し上げましたけれども、2022年には、ほとんどの国民にマイナンバーカードを持っていただくんだ、ほとんどの国民に持っていただくんだということの方針にしているわけですね。それで今、必死で、担当課が今言われたように令和2年度1万5千枚という数字が出されてきて、これから2年間にわたって、ずっと、今後増やすため、交付、発行するために取り組みがされていくんだということだと思いますが、先ほども京増委員の方から出されましたけれども、本当に市民に安全である、安心であるという保障があるのかどうか。そういうお話ししますよということ言われているんですけど、本当に個人情報が出しませんよという、そういう保障があるのかどうか。その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

**○市民部長（和田文夫君）**

個人番号カードの安全対策につきましては、マイナンバーのシステムにアクセスする人を制限し、システムにアクセスする際の信号も厳重に暗号化されており、システムに不正なアクセスがされないよう、第三者機関の個人情報保護委員会が監視、監督しているなど、安全対策が整えられております。

**○丸山わき子君**

本当にそういう対応ができるのであれば、諸外国が個人番号カードを持つのをやめましょうという、諸外国からそういった流れが今出てきているわけです。そういう中で日本は一生

懸命に作りましょう、作りましょうということで、声をかけ合っているわけなんです。本当に安全性というふうな、今言われたようなことが守られるのかということ。それから、いまひとつは国が国民の一人ひとり、国民の情報を全て持つということ、これがどのように流出していくか、そういう不安もあるわけです。

あくまでも納得していただいてナンバーカードを持っていただきますということを言われているんですけど、しかし障がい者の方、高齢者の方の中には、これがないとだめですよという、そういう説明がされている。仕方なく作った、作った後、作るんじゃないかった、やっぱりこのカードは怖いと、そういった皆さんの声もあるわけなんです。ですから手続上、いろんな、本当に手続をする上でマイナンバーカードがあれば役所の方はすごく便利なわけですね、そのカード番号だけ追っていけばいいわけですから、そういう意味で、どうぞこれを作ってくださいよというような形で作らざるを得ないという、そういう立場の方々もいらっしゃる。そういう点では、決して強制することなく対応していただかなければならないというふうに思います。

あと1つは農業振興費なんですけれども、13ページですね、被災農業施設等復旧支援事業ということで、第25号で減額した分がまた増えたんですよという説明がありました。

やはりきちんとこのように予算化されると継続的にずっと対応していただけるんだという、そういう安心感がすごくあるわけなんですけれども、県の方の支出金が12億円というふうにあるわけなんですけれども、国の方の支出金というのはどのようになっているんでしょうか。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

歳入の方の内容だと思うんですが、県支出金の中に12億4千716万円と掲載されておりますが、これは国の10分の3と県の10分の4の合算されたものが県の方から入ってくるということで記入されております。

#### ○丸山わき子君

では、別々ではなくて、もう既に県から国の分も一緒に来たということですね。わかりました。

それと、農業振興の問題では大きな額を取り扱っていくわけなんですけれども、この事業を進めるにあたって、現在の職員配置で本当にやっていけるのかどうか。この間も、台風の後も、職員の皆さんは大変な思いをされて、復興・復旧に関して取り組まれてきている。まだまだこれから、こういった事務手続的なものでも1回では済まない、1軒の農家さんに対して何度も行ったり来たり、あるいは現地調査とかがあろうかと思うんですけれども、こうした中で職員の配置というののどのようにご検討されているのか、お伺いいたします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

職員の配置につきましては、現在、人事担当部局の方に人員増の要望をしているところで

ございます。間もなく、その確定はされると思います。

また、経済環境部の内部でいろいろと人員体制づくりも進めておりまして、今後、班体制を作りまして、被災された農家の方へ、現地へ赴いて現地調査を行い、そこで農家の方の書類関係もできるように、なるべく農家の方の負担が軽減されるような、細かい班体制づくりをしながら進めてまいりたいと考えております。

**○丸山わき子君**

議案第28号は、災害復旧予算が約17億円計上されているわけですね。本当にそういう意味では、一日も早く復興・復旧していただきたい。大変期待する予算と、私は思っております。しかしながら、1件、やはり市民の不安のマイナンバーカードの発行に関しては、やはり個人情報がきちんと管理されているのかどうか、市民の皆さんが一番心配するところでありまして、この点についてだけは賛成できませんが、この予算に関しては賛成いたします。以上です。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第27号及び議案第28号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 3時06分）

（再開 午後 3時15分）

**○議長（鈴木広美君）**

再開します。

討論の通告はありません。これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第27号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、令和2年5月13日から14日に東京都町田市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会定例会及び視察研修に、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、鶴沢副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○副市長（鶴沢広司君）**

議長のお許しをいただき、貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、3月末をもちまして副市長の職を退任し、県に戻ることとなりました。2年間という短い期間ではございましたが、北村市長のもと、市民の皆様方が八街市に住んでよかったとっていただけるよう、全力で取り組んでまいりました。至らない点多かったかもしれませぬけれども、職責に応えるよう努めてきたつもりでございます。これもひとえに市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様、関係団体の皆様、職員の皆様など、多くの方々からの温かいご指導、ご支援、ご協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

2年間を振り返らせていただきますと、榎戸駅の橋上化、あるいは沖入口交差点改良など、数十年に一度の完成の機会に立ち会えるなど、好機、立ち会える幸運をいただいた一方で、これまでに例を見ないような台風災害、大雨、あるいはいまだ収束を見ない新型コロナウイルス対応などもございました。有事に際しましての市民の皆様方の冷静なご対応に対しまして、感謝申し上げたいと思っております。

私個人といたしましては、特に県と連携した市のPRに力を入れてきたところでございまして、一昨年の落花生まつりには森田知事に八街に足を運んでいただくとともに、八街生姜ジンジャーエールのPR、あるいは市内のリゾート施設でありますドギーズアイランド、あるいはバレンタインシーズンのチョコレートということでグランプラスさんの全国紹介など、市の活力の一助になっておれば幸いです。

新年度は後期基本計画の初年度であり、また八街の将来に関わる計画策定も幾つか予定されております大事な年でございます。先ほどご承認いただきました後任の副市長にしっかり引き継いでまいりたいと思っております。

これからも微力ではございますが、千葉県職員として八街市のまちづくりに何らかの形で貢献させていただければと考えておりますので、今後も変わらぬご厚情を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、市議会議員の皆様、市民の皆様に改めて感謝申し上げますとともに、八街市及び八街市議会のますますの発展と速やかな復興をご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。2年間どうもありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和2年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

長時間ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時20分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第26号から議案第28号

提案理由の説明

議案第26号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

2. 議案第3号から議案第25号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案第27号から議案第28号

質疑、委員会付託省略、討論、採決

4. 議員派遣の件

.....  
議案第26号 副市長の選任について

議案第27号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第28号 令和2年度八街市一般会計補正予算について  
.....

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第5号 八街市一般会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第6号 八街市立幼稚園延長保育料徴収条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の制定について

議案第9号 八街市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

議案第13号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第14号 令和元年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第16号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

- 議案第17号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第18号 令和2年度八街市一般会計予算について
- 議案第19号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 令和2年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和2年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第23号 令和2年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第24号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 令和元年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 木 村 利 晴

八街市議会議員 小 菅 耕 二